

議会運営委員会会議録

令和2年5月21日（木）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：17

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 5 議案に対する質疑通告について
(1) 議案に対する質疑通告締切日 5月22日（金）午後5時
- 6 新型コロナウイルス感染症対応に係る議会運営について

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。令和2年度第2回臨時会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

予算関係の議案から、ご説明します。議案番号が前後しますが、「議案第59号 専決処分の承認 令和元年度飯塚市一般会計補正予算（第8号）」、「議案第60号 専決処分の承認 令和元年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）」、「議案第61号 専決処分の承認 令和2年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）」、「議案第62号 専決処分の承認 令和2年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）」及び「議案第63号 専決処分の承認 令和2年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の5件につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるとでございます。

議案第59号及び議案第60号につきましては、令和2年3月20日専決と記載しております、令和元年度補正予算資料をお願いいたします。3ページをご覧ください。表の下に記載しておりますように、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費につきまして補正するもので、一般会計では既定の予算総額に2366万7千円を追加して720億6477万7千円に、学校給食事業特別会計では既定の予算総額に1350万円を追加して14億2086万6千円にするものでございます。4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明は省略させていただきます。

議案第61号につきましては、令和2年4月28日専決と記載しております令和2年度補正予算資料をお願いいたします。3ページをご覧ください。表の下に記載しておりますように、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費につきまして補正するもので、一般会計で既定の予算総額に18億2047万3千円を追加して708億1647万3千円にするものでございます。4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明は省略させていただきます。

議案第62号及び議案第63号につきましては、令和2年4月30日専決と記載しております令和2年度補正予算資料をお願いいたします。

3ページをご覧ください。表の下に記載しておりますように、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費につきまして、一般会計では既定の予算総額に131億793万5千円を追加して839億2440万8千円に、国民健康保険特別会計では既定の予算総額に421万5千円を追加して135億3580万2千円にするものでございます。4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案番号が戻りますが、「議案第54号 令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)」及び「議案第55号 令和2年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」につきましては、令和2年度補正予算資料をお願いいたします。3ページをご覧ください。表の下に記載しておりますように、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を補正するもので、一般会計では既定の予算総額に11億283万円を追加して850億2723万8千円に、学校給食事業特別会計では既定の予算総額に386万8千円を追加して14億6257万9千円にしようとするものでございます。4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。

続きまして、予算関係以外の議案について、ご説明いたします。お配りしております議案概要で、説明させていただきます。1ページをお願いいたします。議案第56号から議案第58号までの3件の契約の締結につきましては、新体育館の建設工事の契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。請負人、契約金額はそれぞれ、議案第56号の建設工事が「安藤・間・九特興業特定建設工事共同企業体」、28億4570万円、議案第57号の電気設備が「嘉穂・昌栄特定建設工事共同企業体」、4億8214万9800円、議案第58号の給排水衛生設備が「平山・福岡特定建設工事共同企業体」、2億3266万1千円でございます。

議案第64号から第68号の5件の専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

「議案第64号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の改正に伴う所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、関係規定を整備するものでございます。主な改正内容としましては、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。「議案第65号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の改正に伴う新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、関係規定を整備するものでございます。主な改正内容としましては、市税の徴収猶予の特例措置、また、固定資産税関係では、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置、軽自動車税関係では、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置を延長するものでございます。

「議案第66号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法施行令の改正に伴い、医療保険分の賦課限度額を2万円、介護納付金分の賦課限度額を1万円引き上げるもの、及び均等割・平等割の減額対象範囲を拡大するものでございます。

「議案第67号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与の支払を受けているものに対する傷病手当金の支給に関する規定を整備するものでございます。

3ページをお願いいたします。「議案第68号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部

改正に伴い、補償基礎額の改定及び法定利率に関する規定を整備するものでございます。

報告第7号の報告でございますが、「市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、議案の付託委員会について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について説明いたします。「令和2年第2回市議会臨時会 議案一覧表」をご覧ください。

議案第54号は総務委員会に、55号は福祉文教委員会に、56号から58号までの3件は協働環境委員会に、59号は総務委員会に、60号は福祉文教委員会に、61号及び62号は総務委員会に、63号は協働環境委員会に、64号及び65号は総務委員会に、66号及び67号は協働環境委員会に、68号は総務委員会にそれぞれ付託していただいております。

最後に、報告事項1件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。また、これにあわせる形で議案付託一覧表(案)も作成いたしております。

ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案の付託委員会については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、会期及び会議予定について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。「令和2年第2回 飯塚市議会臨時会会期日程(案)」をご覧ください。

会期につきましては、5月25日から5月28日までの4日間を考えております。次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程(案)に記載のとおりと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、三密を避けるため、委員会の同時開催は行わず、第1、2委員会室をオープンにして、席の間隔を広げ、換気を十分に行った上で、開催していただくようにしております。

このため、5月25日の初日の本会議終了後に、福祉文教委員会を、26日に協働環境委員会を、27日に総務委員会を、それぞれ日程を分けての開催としております。

以上、ご審議方よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会期及び会議予定については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、議案に対する質疑通告について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案に対する質疑通告につきましては、通常、本会議初日に委員会へ付託される議案は、日程の関係上、行っておりませんが、本臨時会においては、すべての議案が本会議初日の5月25日に委員会に付託され、議案数も多いため、円滑な会議運営並びに、執行部の説明員の整理による議場の密集回避のためにも、質疑通告を行っていただいております。なお、質疑通告の締め切りは、明日、5月22日の午後5時までとしておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案に対する質疑通告については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。本件につきましては、所属会派での周知をよろしくお願いいたします。

次に、「新型コロナウイルス感染症対応に係る議会運営」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

本臨時会における「新型コロナウイルス感染症対応に係る議会運営」について、ご説明いたします。提出しております資料をご覧ください。

先の代表者会議において、議会に関する諸会議での新型コロナウイルス感染リスクを減らすための対応につきましては、正副議長に、委員会においては各正副委員長に一任いただくことを、申し合わせております。このため、本臨時会では、正副議長及び各正副委員長において、資料に記載のと通りの対応を行うこととなりましたので、お知らせいたします。

まず、会議に出席する議員及び職員については、マスク着用のまま説明・質疑・答弁を行うこと。議場については、隣との席が近く密接し、間隔が保てないため、席と席の間に間仕切りをするとともに、できるだけ換気に努めて開催する。

委員会については、同時開催は行わず、第1、2委員会室をオープンにして、席の間隔を広げ、できるだけ換気に努めて開催する。また、執行部の出席者は、特別職、提出議案の所管部課長及び関係職員のみとする。

傍聴については、自粛をお願いし、傍聴に来られた場合は手指のアルコール消毒とマスク着用の協力をお願いする。また、感染防止のため、モニターを別室に準備して、別室での傍聴をお願いする。

感染予防の観点から、会議中の水分補給のための水、お茶のペットボトルの持ち込みを認める。

最後に、人事異動に伴う職員紹介は行わない。

以上のような対応をとって、運営をしていただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

市民の傍聴についてなんですけれども、自粛をするというのは、本会議場の傍聴席には市民を入れないということの提案ですか。

○議会事務局次長

自粛をお願いするということで入れないということでございます。なお、議場につきましては、間隔を取るために、市民ロビーと同じような形で一定間隔を置いて、座っていただくような準備をする予定でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件につきましては、ご了承願いますとともに、所属会派での周知をよろしくお願いいたします。

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。